

新潟県再エネ電力等移出地域評価モデル研究会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの創出を推進する上で、電力移出地域における脱炭素価値創出に対する評価の在り方やモデルの構築、新たな価値創出へのインセンティブ等を検討するために新潟県が設置する新潟県再エネ電力等移出地域評価モデル研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(研究会の業務)

第2条 研究会では、次に掲げる事項を検討・評価し、その結果を県に報告する。

- (1) 具体的な制度改善や財源確保につながるようなエビデンス（国内外の関連制度や本県からの再エネ電力等の移出状況等）の整理
- (2) 本県等の再生可能エネルギー等移出地域にとって望ましい評価の方向性や評価モデル
- (3) 地域における経済的なインセンティブ制度等
- (4) CCUS 等将来の脱炭素手法に関する評価

(構成及び委員)

第3条 研究会は、県が委嘱する3人以上6人以内の委員により構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から令和6年3月31日までとする。

(運営)

第4条 研究会は県が招集する。

- 2 研究会には座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 研究会は、5分の3以上の委員の出席をもって成立する。なお、座長への委任状の提出のあった欠席委員については、出席とみなす。
- 4 研究会における決定は、原則として、コンセンサス方式により行なう。
- 5 研究会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面により開催することができる。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により研究会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(オブザーバー)

第6条 研究会には、オブザーバーを置くことができる。

- 2 座長は、必要に応じ、研究会にオブザーバーとして関係者を出席させ、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、新潟県環境局環境政策課に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、研究会において定める。

(附則)

本要綱は、令和5年6月8日から施行する。